

かんたん手続アプリ利用規定変更対比表（2026年9月13日）

現行		変更後	
第10条 キャッシュカードの利用限度額変更		第10条 キャッシュカードの利用限度額変更	
5項	5. 届出にかかる電話番号が全て変更になっており、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合における利用限度額の引き上げ等、お取引状況によってはご利用いただけない場合があります。詳細については当行ホームページでご確認ください。	5項	5. 本アプリによる利用限度額の引き上げ（利用限度額を当行所定の初期設定額に戻すことで、変更前よりも利用限度額が引き上げられる場合を含みます。）には、 <u>当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認が必要です。</u> また、お取引状況によってはご利用いただけない場合があります。詳細については当行ホームページでご確認ください。